

フランク・アパム「社会的弱者の人権」批判

—— 海外からの部落問題認識のゆがみ ——

福岡 安則*

はじめに

わたしは、本を読むときの癖として、「あとがき」を真っ先に読むことが多い。アンドルー・ゴードン編『歴史としての戦後日本』(Gordon ed. 1993=2001)に収録された、フランク・アパムの論文「社会的弱者の人権」を読むに際しても、まずは先に、「監訳者あとがき」から読んだ。

そこには、こう書かれていた。

かれら〔=本書の寄稿者たち〕は前の世代(「近代化論」主流派)以上に日本語に堪能で、日本語文献に通曉し、また各種の社会調査やヒアリングを積み重ねるなど、その実証密度は日本人研究者のそれに匹敵する。私はかれらが研究者としての頭角を現わし、すぐれた日本研究書を刊行しはじめた1980年代以降、「日本史研究は日本人がやるもの」という通念は完全に覆されたと思うようになった。むしろ最近では、日本人専門家を上回る総合的歴史叙述の書すら現われるにいた

った(ジョン・W. ダワーの『敗北を抱きしめて』はその代表作であり、今後も外国人研究者による歴史叙述は、いっそうの広がりを見せるであろう)。以上のように、アメリカの日本史研究の主導権は、この20年ほどのあいだに「近代化論」主流派から「再解釈学派(リヴィジニスト)」へと移動しており、本書にもその変貌ぶりは如実に反映されている。(Gordon ed. 1993=2001: 434)

じっさい、ジョン・ダワーの『敗北を抱きしめて』(岩波書店、2001)はすごく面白かったので、期待して、アパムの論文を読みはじめた。

1 「墓掘り人、屠殺人」の子孫?

しかし、読み始めて、すぐに、えっ、なに、このひと、自分で日本語の文献を読んでいる? という疑問を抱かざるをえない記述に直面することとなった。

被差別部落民は、徳川時代の社会で不浄とみなされた墓掘り人、屠殺人といったような職業を受け継ぎ、人間社会から

*ふくおか・やすのり、埼玉大学教養学部教授、社会学

法的に排除された賤民の子孫であった。

(Gordon ed. 1993=2001: 307)

アパムは、近世日本ではなく、ドイツ中世の議論をしているのか、と一瞬、わが目を疑った。「墓掘り人、屠殺人」が社会的に賤視の対象とされたのは、ドイツ中世の話だ。近世日本では、そもそも「屠殺人」などというのが「職業」としては成立していなかった。なぜなら、江戸期の日本では肉食が禁止されていたからだ。もちろん、じっさいには、当時のひとびとがまったく肉食をしていなかったわけではない。たとえば、近江で飼育された牛の、たしか干し肉が、滋養によい「薬」として將軍家に献上されていた、というのは有名な話だし、山村では猪を捕えてその肉を食べていたし、江戸でも、御家人の屋敷跡から大量の犬の骨が出土しているそうで、これはあきらかに犬の肉を食していたことを示している、等々。しかし、「屠殺」が「職業」として成り立つ余地がなかったことは明らかで、江戸時代の「穢多」身分のひとたちの職業として「屠殺」という言葉を、わたしは見たことはない。同様に、「墓掘り人」という職業も、「穢多」身分のひとたちの職業として見たことはない。江戸時代の葬送の様式にくわしいわけではないが、当時は基本的に土葬で、その埋葬のための労働は死者の近隣のひとたちが相互扶助でやっていたはずだ。

アパムは、なぜ、こんな初歩的なミスをしたのか。上記の引用文の最後「……賤民の子孫であった」には、つぎのような「原注(2)」が付されていた。

George deVos and Hiroshi Wagatsuma,
Japan's Invisible Race: Caste in Culture

and Personality (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1966). 古い書物ではあるが、被差別部落民の起源と歴史の入門書としていまだ有益である。

(Gordon ed. 1993=2001: xxiii)

よく、言うよねえ。1966年に出版された deVos & Wagatsuma の *Japan's Invisible Race* をもって「古い書物ではあるが、被差別部落民の起源と歴史の入門書としていまだ有益である」などと言いきれる、「日本人研究者」はだれひとりいないはずだ。このひと、部落問題にかんする歴史研究の最近の本を、もちろん日本語で書かれたものだけど、1冊でも読んだのかね、と疑いたくなる。読んでいけば、あんな初歩的なミスは犯さなかったはずだ。

1980年代、そして、90年代における、部落史の見直しは目をみはるものがあつた。編者のゴードンの「序論」によれば、この本に収められた「各論文が構想され執筆されたのは、1987年から1991年までの期間のことだ」

(Gordon ed. 1993=2001: 32) とある。アパムは、1990年代の部落史研究の成果は参照できなかったにせよ、80年代のものは、読もうと思えば読むことができたはずだ。(もつとも、deVos & Wagatsuma の *Japan's Invisible Race* (1966) 以降みるべき部落差別問題の本が英語で出版されていないというのは、日本人研究者の怠慢と言わざるをえないが、いまは、それは措く。『歴史としての戦後日本』の著者たちは、日本語に堪能なはずだから。)

部落史の見直しにふれていけば、「被差別部落民は……不浄とみなされた……職業を受け継 [いだ] ……賤民の子孫であった」などは、書かない。黒坂愛衣とわたしが部落問

題をめぐる参与観察記録の著書に収録した、部落解放同盟栃木県連の和田献一委員長の1996年の講話の《部落をめぐる2つの歴史》の部分では、県内の粟野町でみつかった古文書をもとに、こういう話が展開されていた。

部落の「清蔵」さんが、豪勢な家を新築するわけです。そしたら、村の人たちが「あいつは穢多のくせに生意気だ。あんな豪華な家をつくりやがって」って、押しかけてきた。ところが、清蔵さんは、「おまえたちになんだかんだ言われる筋合いはない。それは、筋がちがう」。筋が違うっていうのは、「自分は村の支配を受けていない。浅草弾左衛門の直系の支配を受けてる」つって、突っぱねちゃうんですね。で、村の人たちは、ちょっと、おさまらない。役人を連れてきて、壊してしまえ、と。とうとう、その家を壊しちゃった。壊されて、清蔵さんは、訴えて出るわけです。最終的には、その訴えは負けるんですけども、その訴えを起こしたときの、文書のやりとりが残っている。清蔵さんが、訴状を書いて、江戸の奉行所にだすときに、自分の肩書きを「長吏 清蔵」と書いてる。村の役人は、それに対して、返答書をだす。そのときの肩書きは、「穢多 清蔵」になる。清蔵さんは、自分は「長吏の清蔵」として出す。むこうからは「穢多の清蔵」で返ってくる。これは、はっきりと立場が分かれている。

「穢多」「非人」という言葉が象徴するのは、どの立場かという、この〔差別する側の〕立場ですね。部落の、差別を受けてる側は、明らかに「長吏」という

言葉を使ってる。そういうことがはっきりありますし、「長吏を穢多というのは僻事（ひがごと）なり」、つまり、嘘八百である、というような文書も小山で発掘され、ここの佐野の太郎兵衛さんのところからも出ています。(黒坂・福岡 2003: 25-6)

この話から、わたしは2つの意味を汲み取る。ひとつは、江戸時代においても、権力および非部落の側（ドミナントおよびマジョリティの側）から「穢多」と賤しめられながらも、当事者は自分たちは「長吏」と誇りをもっていた、ということ。もうひとつは、百姓衆から妬まれるほどの「豪華な家」を新築するだけの経済力をもったひとが、江戸時代の部落にいたということ。とても、江戸時代の賤民身分のひとたちの仕事を、「不浄とみなされる職業」というふうにかテゴリー化してすませることはできない。

アバムは「法社会学者」として紹介されているが、部落の現地を歩かないで論文を書いちゃうという、その学問的態度が、わたしには理解できない。たとえば、わたしじしんが訪ねたことがあるかぎりでも、栃木県足利市の被差別部落には「長屋門」をかまえたお宅がある。千葉県関宿町の被差別部落のあるお宅は、かつて、「まわりの百姓が『〜どん』と呼ばれていた時代に、『〜さま』と呼ばれていた」という。神奈川県山北町の被差別部落のあるお宅は「箆屋」という屋号をもち、「いまは落ちぶれた」と言いながらも、広大な屋敷地に住んでいた、等々。部落のなかの階層性の問題を忘れてはならないが、こういった経済力を保証したのは、斃牛馬処理をめぐる「旦那場」の権利であり、さらには、「箆」「灯芯」「砥石」等々の製造と販売にかんす

る権限だったはず。

2 自分のアイデアを際立たせるための事実歪曲

アパムは、「戦後の部落差別解消のための対策と政府の施策は、公民権にたいするアメリカの対応ときわめて対照的だった」(Gordon ed. 1993=2001: 309)と書く。すなわち、アフリカン・アメリカンにたいする処遇改善の中心的な施策は《アフターマティヴ・アクション》であった。それにたいして、被差別部落民にたいする処遇改善の中心的な施策は《地域改善対策》であった。アメリカでの施策は、マイノリティ個々人の一般社会への統合の達成に向けられていたのにたいして、日本での施策は、集団としてのコミュニティの生活環境の改善に向けられていたのだ、と。——アパムの、このような整理は、それじたいとしては説得的である。

しかし、それゆえ、アメリカでは、アフリカン・アメリカンの集団としての生活水準は劣悪なままに取り残され、いっぽう、日本では、「個人という観点からみるなら、展望は比較的にもてななかった」(Gordon ed. 1993=2001: 309)と述べ、さらに、その“証拠”をあげつらいはじめるとき、アパムの筆致はおかしくなる(Gordon ed. 1993=2001: 309-10)。

「憲法で国家による差別を禁じているにもかかわらず、私的な部落差別を禁止する法律はなかった」——これは、そのとおりだ。「たとえば雇用主が被差別部落民の雇用を拒否すること、大学が被差別部落出身の応募者を拒否することは依然として合法だった。そしてかれらはそうしてきたのである」——たしかに、「部落地名総鑑」を購入した企業がいつぱ

いあったことは事実だし、企業による就職差別があったことも事実だ。しかし、大学が部落出身者の入学やスタッフの採用を「拒否」してきた、というのは、どこから仕入れた情報なのだろうか？ そういえば、アパムは、この論文を書くにあたって、どんなリサーチをしたのか、だれから情報を入手したのか、といったことにかんして、まったく明らかにしていない。そういう叙述のしかたは、感心しない。「その結果、有名大学や下賤でない職業からは公然たる被差別部落民はまったくいなくなった」——“まったくいなくなった”なんて、どうして言えるのだろうか？ 「産業界の指導者、政治家、あるいは政府の官僚として、エリート社会の一員になったアフリカ系アメリカ人はさしてめずらしくないが、被差別部落民のおなじような『成功物語』はほとんどない」——現在でも、部落出身者の大学進学率は低いままであるので、「エリート社会の一員」となっている部落出身者の割合が少ないことは、容易に推察される。しかし、そうそう簡単に、「被差別部落民の『成功物語』はほとんどない」と言えるのか。基本的に、アフリカン・アメリカンがビジブルなマイノリティであり、部落の人たちがインビジブルなマイノリティであるという点を考慮して、“公然ではない「成功物語」”をもカウントすれば、「被差別部落民の『成功物語』もめずらしいものではないはずだ。

そして、アパムが、「[同対法が施行された] 1969年以降[も]、……差別は合法のままであり、大学は応募学生の家柄を調査し、被差別部落出身の疑いのある学生を拒否しつつけた」(Gordon ed. 1993=2001: 311)と書くとき、唾然とせざるをえない。アパムは、この叙述を裏づけるデータをどうやって、どこから、

入手したのだろうか？ アパムは、「部落地名総鑑」を「少なくとも1大学が購入した」(Gordon ed. 1993=2001: 313) ことを証拠としてあげているが、いろんな大学に「部落研」「解放研」という名称で、部落出身の学生たちがサークルをつくって活動していた事実をどう説明するのか？——アパムは、アメリカと日本のマイノリティ施策を対比的に描くという、自分のアイディアを際立たせるために、ありもしない「事実」をことさらに書かたてているとしか思えない。

なお、このアパムの論文を訳した訳者も、問題である。「1961年に政府は……同和審議会を発足させた。1965年の審議会報告書は……」(Gordon ed. 1993=2001: 311)。部落差別問題の基礎的知識をもっている訳者ならば、「1961年に政府は同和对策審議会を発足させた。1965年の同対審答申は……」と、訳すだろう。

3 ねたみ意識をあおる論法そのもの

アパムは、同和对策のために日本政府のとった方針には批判的であるようだが、同時に、部落解放同盟の運動方針にも批判的なようだ。そして、同和行政と解放運動がうみだしたものは、「逆差別」であったと批判する。

同対法は差別をほとんど合法としたにもかかわらず、同法は地方自治体が相当程度の資金を被差別部落社会にもたらす事業をはじめめることを部落解放同盟に確信させる政治状況を生み出した。環境改善にくわえて、多くの事業では所得に関係なく、広範囲にわたって直接個々の家族に現金で支払われた。たとえば、大阪

では70年代中ごろ、すべての被差別部落民の家族は年間40万円をはるかに超える多様な交付金、手当金、補助金、奨学金を受け取った。それ以外に賃貸料への補助金、かれらのための新しい団地、低金利の融資、公的介護の優先的適用、さらには地域の施設利用にたいする便宜といった間接的利益もあった。

このような政府給付の支出はかなりの政治的対価をともなった。被差別部落民への特定福祉事業や公営住宅は、かれらの一部の者を財政的に豊かにしたが、その他の日本人の妬みをかっした。後者の多くは貧しく、住宅を必要としていたのである。それはまた日本共産党とのあいだに深刻かつ和解しがたい亀裂を生み出すことになった。同党はこのような不必要かつ分断的な事業に断固反対した。……(Gordon ed. 1993=2001: 312)

このアパムの論法は、「逆差別」「ねたみ意識」の分析ではなくて、「ねたみ意識」をあおる論法そのものだと、わたしは思う。

1970年代中ごろにおいて、同和地区の家庭に年間40万円を超えるお金が、さまざまな理由で与えられることが、どうして不当なのかを説明しないままに、読者に、これは「逆差別」だとの同意を求めることだけをしている。つまり、まず第1に、当時の大阪の同和地区の家庭の平均年収がいくらであり、同和地区外の家庭の平均年収がいくらであるのかのデータを呈示すべきであろう。その格差がどれだけかによっても、「40万円を超す現金」が法外なものかそうでないかの見当がつかう。第2に、抽象的に「多様な交付金、手当金、補助金、奨学金」といった書き方をしないで、

個々の施策がどんなものであり、それはなぜ必要とされたのかの説明をすべきであろう。それによって、それぞれの施策が不当なのかそうでないかの見当がつこう。——同和対策の対象となった被差別部落の周辺でかきたてられた「ねたみ意識」が、種々の同和対策がどんなものであり、なぜそれが必要とされたかの、周辺住民にたいする説明なしにおこなわれるなかで生じたものであることを押さえておく必要がある。

そして、上の引用の後段で、アパムが主として依拠した情報が、日本共産党によるものであることがわかる。1970年代中ごろといえば、日本共産党と部落解放同盟とのあいだの対立関係が極限まで激化していたときであった。1969年、大阪の「矢田教育差別事件」で両者はぶつかり、1974年、「八鹿高校差別事件」で両者は激突していた。対立点は、《教育労働者の既得権擁護 対 解放教育の実践》であったのであって、アパムが（おそらくは日本共産党の一方的な主張のみを採用して）ここで述べているような「多くの貧しく、住宅を必要としていたその他の日本人」と「同和対策で財政的に豊かになった一部の被差別部落民」とのあいだの利害対立がまずあって、「多くの貧しい日本人」の側に日本共産党が与した、などというものではない。

わたしの記憶では、「八鹿高校事件」の直後、兵庫県八鹿町と隣の養父町の町長選挙で、日本共産党の候補者が当選した。共産党候補が首長選挙で当選するなどということは、ほとんど稀有にちかいことであった。それをなしたしたのは、当時、部落解放同盟を「たたく」ことが、票の獲得につながったからだ。わたしの妻の実家の親戚関係には、兵庫県の保守的な教育関係者が多い。そのひとたちが、法

事などで集まったときに、「共産党は嫌いだけど、解放同盟をたたいてくれるのには喝采をおくりたい」と明言していたのを、いまでもはっきりと思い出すことができる。

なお、アパムは、アメリカの《アフーマティヴ・アクション》との対比で、日本の同和対策を《地域改善対策》として特質づけるところでは、それにより「格差の縮小」「生活の質の向上」が達成されたと、そのかぎりという限定づきかもしれないが、一連の施策を評価していたはずだが（Gordon ed. 1993=2001: 309）、ここにいたって、「不必要かつ分断的事業」という日本共産党の批判的評価を採用している（Gordon ed. 1993=2001: 312）。アパムの立場は首尾一貫しているのだろうか。日本共産党が同和対策にたいして「妬み」「分断」をもたらすものと批判するとき、それは一連の同和対策にたいしてであって、特定の事業だけを「不必要かつ分断的事業」とすることはできないはずだ。

4 目標・戦略・戦術の外在的押し付け

アパムは、問題解決のゴールを「一般社会への参加」（Gordon ed. 1993=2001: 316）、「一般社会への統合」（Gordon ed. 1993=2001: 317）に置いている。アパムはこれを「教育」と「経済」の領域に限定して語っているのかもしれないが、そもそも部落解放運動の担い手たちじしんが、アパムと目標を共有するかどうかはわからない。たとえば、さきにも引用した和田献一栃木県連委員長の1996年の講話の《非部落＝プラス、部落＝マイナスでは解決なし》の部分を見るかぎり、《解放のイメージ》は共有されていないように思われる。

資料のなかに、結婚の問題がありますね。60歳以上では「夫婦とも地区の生まれ」が70パーセントを越えている。年齢がだんだん低くなるにつれて、「夫婦とも地区の生まれ」と「どちらか一方が地区の生まれ」の割合が交差し、逆転していく。つまり、年齢が低くなるにつれて、部落の人と部落でない人が結婚をするという率がひじょうに増えてきている。

〔この「平成5年度同和地区実態調査」を実施した側の〕結論は、「だから、部落問題の解決が進んでいる」という結論なわけです。私は、やはり、基本的にそれには疑問を投げかけたい。部落の者と部落でない者の結婚が増えていくことが問題の解決につながるんだという発想をしていくと、どうしても、部落どうして結婚をしてるということをマイナスに考える。つまり、部落でないってことをプラス、部落であるということをマイナスに考える。そこに問題がある。

混住率っていう問題も、おなじですね。混住率っていうのは、被差別部落がありまして、その被差別部落に部落でない人が入って、混ざっていく率ですね。部落に部落じゃない人がどんどん入ってくることによって、問題が解決していくという発想。これも、部落でない者をプラスに考え、部落をマイナスに考えるから、部落だけがかたまっているっていうのは、ナンセンスだと。……(黒坂・福岡 2003: 20-1)

和田委員長の語りからうかがわれる解放のイメージは、一般社会を基準としたうえでの「統合」の達成ではなくて、むしろ、《部落

の側が誇りをとりもどし、かつ、部落外の側もそれを認める》ことであると思われる。つまり、部落のひとたちの経済的・政治的領域への参加は、それじたいが「目標」ではなく、むしろ、《誇りの獲得と承認》が達成されたときには、おのずからそれに伴って生じてくるような随伴結果なのであろう。

また、戦術の問題として、アパムは「法的手段に訴えること」「裁判に訴えること」を重視する。訴訟と立法の重視というのは、法社会学者らしい。そして、かかる観点から、部落解放同盟が採用してきた戦略・戦術を批判する。

部落解放同盟は、〔紛争解決方法として〕訴訟を〔選ぶことを〕回避し、結局他の貧しい日本人から孤立することになる戦略を選んだが、しかしそれは、政府や社会的に地位の高い者をおそれたためではない。それどころか、かれらがしばしば対決的な戦術を使いすぎたことは、かれらの運動に損害をあたえた。

(Gordon ed. 1993=2001: 337)

ここでアパムが、部落解放同盟が「しばしば対決的な戦術を使いすぎた」ことで、「他の貧しい日本人から孤立することに」なっていると述べているのは、《差別にたいする糾弾闘争》への批判である。ただし、糾弾闘争にたいして「吊るし上げ」だとか「暴力的」だとするキャンペーンを張って、「糾弾=こわい」イメージを流布し、受容したのは、主に日本共産党とマスコミ関係者であったのであり、「他の貧しい日本人」からの孤立、という表現が適切なものとは思われない。

上に引用したアパムの議論をわたしが不当

であると判断する理由は、いくつかある。

まず第1に、部落解放同盟が紛争解決手段として「訴訟」を選択する気にならなかったのにはしかるべき理由があったのであり、その事情をいっさい斟酌していない。しかも、アパムのこの論文は、もともとは英語でもって、日本の事情に疎い英語圏の読者向けに書かれたものであることを考えると、アパムのこの書き方は、部落解放同盟が「法的手段」をいたずらに無視する、あたかも非合法集団であるかのようなフレームアップにつながるおそれがあるということを見逃すことができない。部落解放運動にとって、裁判所は「法の正義」の体現者ではなく、部落民を不当に差別・抑圧する「権力者」そのものとして、立ち現われてきていたのだ。

ひとつは、1933年の「高松差別裁判糾弾闘争」。——部落の青年が部落外の女性と懇意になり、当時の表現でいえば「内縁関係」の生活を始めた。女性の親がその結婚に反対し、青年は警察に逮捕された。高松地裁では、青年があらかじめ自分が「特殊部落民」であると告げなかったことを理由に、青年を有罪としたのだ。水平社は糾弾闘争を展開し、この差別判決を撤回させた（渡辺 1998）。

いまひとつは、言わずとしれた「狭山差別裁判糾弾闘争」である。——1963年に、女子高校生が誘拐され、殺害された。わたしじしんも弁護団からの依頼で、2度にわたり「意見書」を作成して最高裁と東京高裁に提出しているのだから、その「意見書」作成の作業を踏まえて結論的に言えば、無実の部落出身の青年がでっち上げ逮捕され、一審で死刑、二審で無期懲役、くりかえしの再審請求にもかかわらず、いまだ雪冤にはいたっていない事件である。

第2に、社会科学の名のもとに《糾弾》について一定の評価をくださるのなら、うわさにもとづいてとか、あるいは、対立する集団の側の一方的な情報にのみもとづいて、批判的言辞を弄すべきではない。1980年代後半には、亘明志らが「確認・糾弾会」の一部始終をビデオカメラで録画し、社会学的な分析をおこない、学会誌に公表している（亘 2001に再録）。アパムも、「確認・糾弾会」を自分の目で見ようと思えばできたはずだし、そうでなくても、社会学者による分析結果を読むことはできたのである。

部落差別問題は、言うまでもなく、差別問題である。それゆえ、その被差別の当事者以外の、ドミナントグループもしくはマジョリティグループに属する諸個人や団体・組織のみからの情報でもって、この問題を記述・分析しようとするのは、きわめて危険である。アパムのこの論文は、部落解放運動の当事者へのインタビューの痕跡もなければ、被差別の当事者の視点にたつてものを見ようとした跡形もない。その意味で、このような論文が、社会科学の名のもとに通用し、かつ、高い評価を受けるとするならば、おそろしいことである。

第3に、じつは、《立法による問題解決》の足を引っ張った張本人が、アパムが部落問題でのさまざまな判断を共有しているところの共産党関係者であった、という事実がある。ただし、このことはいまだ周知の事実とはなっておらず、その点では、このことを見逃したからといって、それはアパムの知的怠慢であるとは言えない問題だが、この機会に備忘録として記しておきたい。

1980年代に、まだわたしが故・磯村英一先生と友好的な関係を保っていた時期に、東京

の番町にあった磯村研究室から、1961年に始まった「同和対策審議会」の議事録をお借りし、ダンボール2箱分のコピーをとり、ざっと目を通したことがある。当時すでに、部落解放同盟は「部落解放基本法」の制定を精力的に要求していたわけだが、「同対審」の議事録を読んでいて驚いたのは、同和対策審議会の席上で、「同和対策基本法を制定する必要はない」と明言することによって、基本法制定の芽をつみとったのが、部落解放同盟から出ていた委員であったのだ。(ずいぶん前に読んだので、名前は覚えていない。なお、この膨大なコピーは、大阪の部落解放研究所〔当時〕からコピーを取りたいから貸してほしいと頼まれて貸したことがあるので、部落解放・人権研究所にもワンセットあるはずである。わたしのコピーは、いま、研究室の本棚の高いところに乗っている。そのうち、もういちど確認したいとは思っている。) 1960年代前半では、部落解放同盟は、のちに「正常化連→全解連」を作って分裂していく共産党系のひとたちとも一緒になってやっていたのであり、なんと、同和対策審議会には、その共産党系の役員が委員として出席していた。そして、そこでの主張は、部落解放同盟の当時の、いわゆる主流の見解を代表するものではなく、その共産党系の委員の個人的な見解であり、そのご、「全解連」の主張となっていくものと同じだったのだ。ようするに、「基本法などをつくって、同和地区というものを固定化したら、いつまでも差別はなくなる」と。

以上、わたしの率直な感想としては、アパムの論文「社会的弱者の人権」は、少なくとも部落差別問題にかんするかぎり、まともに

文献も読んでおらず、まともにリサーチもしないまま、きわめて主観的かつ恣意的に自分の主張を展開したものにすぎない、というものだ。

これはアパムひとりの問題ではないように思う。2003年7月はじめにブリスベンで開催された「第13回オーストラリア日本学会大会」(13th Biennial Conference of the Japanese Studies Association of Australia)にわたしたちが参加したときも、アラスデア・マクラランという日本研究者が、まさしく伝聞に依拠するかたちで部落解放運動を難詰する報告をおこなって、わたしじしんが彼の研究スタイルを批判したこともある(黒坂・福岡 2004: 247-53)。また、このかん、部落問題について英語で書かれた数篇の論文に目を通して見たが、やはりアパムやマクマクラランに対してと同様な疑問を抱かされた。

わたしじしんを含めてのことだが、日本の部落問題研究者が、部落問題の現状についてきちんと論じた英語の本を出す必要があるという思いを、強くした次第である。

【文献】

- Gordon, Andrew ed., 1993, *Postwar Japan as History*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press. (= 2001, 中村政則監訳『歴史としての戦後日本 上下』みすず書房.)
- 黒坂愛衣・福岡安則, 2003, 『黒坂愛衣のとちぎ発〈部落と人権〉のエスノグラフィ Part 2——出会い, ふれあい, 語らい』創土社.
- , 2004, 『黒坂愛衣のとちぎ発〈部落と人権〉のエスノグラフィ Part 3——個と出会う/部落と出会う』創土社.
- 渡辺俊雄, 1998, 『部落史がわかる』解放出版社.
- 亘明志, 2001, 『身体・メディア・権力』創土社.